

第4節 宅地造成に関する工事の技術的基準

1 宅地造成に関する工事の技術的基準等

法第9条の趣旨は、宅地造成に関する工事をしようとする者は、法第8条の許可を受ける必要がありますが、この場合の許可権者が許可する際の技術基準を定めたものです。

宅地造成等規制法

(宅地造成に関する工事の技術的基準等)

第9条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

具体的な基準は政令に委ねています。

2 地盤について講ずる措置に関する技術的基準

令第5条は、地盤に関する規定です。

宅地造成等規制法施行令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第5条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次のとおりとする。

- 1 切土又は盛土（第3条第4号の切土又は盛土を除く。）をする場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。
- 2 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。
- 3 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。
- 4 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように段切りその他の措置を講ずること。

3 擁壁、排水施設その他の施設

令第4条及び令第6条から第14条は、擁壁、排水施設その他に関する規定です。

- (1) 令第4条は、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事に伴い設置される施設を定めています。

宅地造成等規制法施行令

(擁壁、排水施設その他の施設)

第4条 法第9条第1項（法第12条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留とする。

宅地造成等規制法施行令

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第6条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

1 切土又は盛土（第3条第4号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

2 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

本条第1項第1号イは、切土における一種の緩和規定で、別表第1掲げる土質であることが確認された場合には、その土質に応じて擁壁を設置しなくても良いとしています。

別表第1（第5条関係）

土質	軟岩(風化の著しいものを除く。)	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
擁壁を要しない勾配の上限	60度	40度	35度
擁壁を要する勾配の下限	80度	50度	45度

ア 「軟岩」とは、岩石と硬度によって分類した場合の軟岩で、堆積岩（水成岩）、変成岩の大部分がこれにあたります。「風化が著しいものを除く」とは、実際上の判定は容易ではありませんが、節理のあるものとか、水に溶け易いものとかによって風化し易い性質のものと風化し難い性質のものがあり、風化し易い性質の軟岩は露出していると風化が進行していきます。

実際の判定にあつたてはこのことも考慮に入れなければなりません。従つて、「軟岩（風化の著しいものを除く。）」とは、一般的には頁岩（泥岩又は土丹岩と呼ばれるもの）や凝灰岩（大谷石等）が考えられます。

イ 「風化が著しい岩」とは、一般的には砂岩、石灰岩等の軟岩及び地表に露出した花崗岩等の硬岩がこれにあたります。花崗岩の場合には、一部は風化して砂になったものの大部分が岩であるような状態のものもこれに含まれます。

ウ 「砂利、硬質粘土」とは、主として洪積層以前の地層の砂利（礫）を指し、「真砂土」とは、花崗岩が風化して砂になったもので一部岩が残っている状態のものも含みます。

「その他これらに類するもの」とは、切土した場合がけ面の崩壊に対する安全性が砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土と同程度のものをいいます。この場合の「同程度」とは、土の粘着力及び内部摩擦角がこれらと同程度のものをいいます。

次に、同条同項同号ロは、切土の場合と盛土の場合とを問わず土質の確認より更にもう一步踏み込んで、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安全を保つために擁壁の設置が必要ないことが確かめられた場合には、擁壁の設置義務が解除されるとしています。

（2）擁壁の構造

令第6条は、義務設置の擁壁の構造に関する規定です。即ち、前条の規定により設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のいずれかとしなければなりません。

一 宅地造成等規制法施行令

（擁壁の構造）

第6条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

1 切土又は盛土（第三条第四号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 省略

（1） 省略

（2） 省略

ロ 省略

2 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

本条にいう鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造については、令第7条又は8条に規定しています。

（3）鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造

令第7条は、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造に関する規定です。

これらの擁壁は、理論的検討を行い得るため、構造計算によってその安全性を確保することを要求しています。

― ・ 宅地造成等規制法施行令 ―

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第7条 前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- (3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- (2) 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
- (3) 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
- (4) 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- (2) 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- (3) 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第2（第7条関係）

土 質	単位体積重量（1立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	1.8 トン	0.35
砂質土	1.7 トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6 トン	0.50

別表第3（第7条関係）

土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.50
砂質土	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.30

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁は、それらの構造形式から通常次の4つに分けられます。

- (ア) 反T型（倒立T型）擁壁
- (イ) L型擁壁
- (ウ) 反重力式擁壁
- (エ) 重力式擁壁

ア 第1項は、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造計算の原則を示したものです。

イ 第2項は、前項の構造計算により擁壁の安全を確かめる方法を定めたものです。

なお、同項第1項から第3号までという「3分の2以下であること」というのは、安全率を1.5以上とすることという意味です。

ウ 第3項は、前項の構造計算に必要な数値について定めたものです。

建築基準法施行令

(鋼材等)

第90条 鋼材等の許容応力度は、次の表1又は表2の数値によらなければならない。

表1 略

表2

許容応力度 種類		長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度
		圧縮	引張り		
			せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合	
丸鋼		$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が155を超える場合には、155)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が155を超える場合には、155)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が195を超える場合には、195)	略
異形鉄筋	径28ミリメートル以下のもの	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が215を超える場合には、215)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が215を超える場合には、215)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が195を超える場合には、195)	略
	径28ミリメートルを越えるもの	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が195を超える場合には、195)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が195を超える場合には、195)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が195を超える場合には、195)	略
鉄線の径が4ミリメートル以上の溶接金網		—	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	略

この表において、Fは、表1※に規定する基準強度を表すものとする。

※Fは、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度をいいます。

(コンクリート)

第91条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる 力に対する許 容応力度
圧縮	引張り	せん断	付着	
$\frac{F}{3}$	$\frac{F}{30}$ (Fが21を超えるコンクリートについて、 国土交通大臣がこれと異なる数値を定め た場合は、その定めた数値)		0.7 (軽量骨材を使 用するものに あつては、0.6)	略
この表において、Fは、設計基準強度 (単位1平方ミリメートルにつきニュートン) を表すものとする。				

2 特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるとときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。

(溶接)

第92条 略

(高力ボルト溶接)

第92条の2 略

(地盤及び基礎ぐい)

第93条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地 盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1平方メートルにつきキロニュートン)	短期に生ずる力に対 する許容応力度
岩盤	1,000	略
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤(地震時に液状化のお それのないものに限る。)	50	略
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

(補則)

第94条 第89条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

建設省告示第 1450 号

コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 9 条及び第 9 条の規定に基づき、コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 9 条第 1 項に規定する異形鉄筋として異形棒鋼又は再生棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる許容応力度は、次のとおりとする。

(1) 長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、鉄筋の使用位置及び令第 7 条第 1 項第 2 号に規定するコンクリートの設計基準強度（以下「設計基準強度」という。）に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値とする。ただし、コンクリート中に設置した異形鉄筋の引抜きに関する実験によって付着強度を確認した場合においては、当該付着強度の 3 分の 1 の数値とすることができる。

鉄筋の使用位置		設計基準強度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン）	
		22.5 以下の場合	22.5 を超える場合
(1)	はりの上端	$1 / 1.5 \times F$	$0.9 + 2 / 7.5 \times F$
(2)	(1)に示す位置以外の位置	$1 / 1.0 \times F$	$1.35 + 1 / 2.5 \times F$

この表において、F は設計基準強度を表すものとする。

(2) 短期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、前号に定める数値の 2 倍の数値とする。

第 2 令第 9 条第 1 項に規定する設計基準強度が 1 平方ミリメートルにつき 21 ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引張り又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ 3 分の 1 を乗じた数値とすることができる。

$$F_s = 0.49 + F / 100$$

この式において、 F_s 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F_s : コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン）

F : 設計基準強度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン）

第 3 略

附 則

この告示は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

(4) 間知石練積みその他の練積み造の擁壁の構造

令第 8 条は、間知石練積みその他の練積み造の擁壁の構造に関する規定です。

これらの擁壁は、構造形式からは一種の重力式擁壁とみなすことができ、ある範囲においては構造耐力上の信頼性は鉄筋コンクリート造等の擁壁と同等程度と考えられますが、この構造そのものは自立性に欠けるため、理論上の安全性を最終的に確かめることが困難であること、及びその安全性が、それを施行する現場の作業員の技術に左右されることが多いなどの点を考慮して、令第 8 条においては主に経験的な観点から基準を設け、高さ 5 m 以下に限って義務設置擁壁として認めたものです。

宅地造成等規制法施行令

(練積み造の擁壁の構造)

第8条 第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さという。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- (2) 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- (3) 前2号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- (4) 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものである時は擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第4（第8条関係）

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下端部分の厚さ
第 一 種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上
			4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上
		第 二 種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え75度以下
2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上			
65度を超え70度以下	2メートル以下			45センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下			60センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下			75センチメートル以上
65度以下	2メートル以下			40センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下			50センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下			65センチメートル以上
	4メートルを超え5メートル以下			80センチメートル以上
第 三 種	その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	90センチメートル以上
			2メートル以下	75センチメートル以上

	65 度を超え 70 度以下	2 メートルを超え 3 メートル以下	85 センチメートル以上
		3 メートルを超え 4 メートル以下	105 センチメートル以上
	65 度以下	2 メートル以下	70 センチメートル以上
		2 メートルを超え 3 メートル以下	80 センチメートル以上
		3 メートルを超え 4 メートル以下	95 センチメートル以上
		4 メートルを超え 5 メートル以下	120 センチメートル以上

ア 第 1 号は、擁壁の勾配、高さ及び厚さ等についての規定です。ここでいう勾配及び高さは令第 1 条第 5 号に規定する高さ及び勾配です。

擁壁上端部分及び下端部分の厚さの規定から本条で要求する擁壁は、壁自身の重量を重視するものと考えます。したがって、胴込め及び裏込めに用いられるコンクリートも軽量のものであってはなりません。

イ 第 2 号は、擁壁に用いられる石材、その他の組積材の控え長さ及び擁壁背面の裏込めについての規定です。

ウ 第 3 号は、第 1 号、第 2 号の規定によってもなお擁壁にはらみ出しその他の破壊の生ずるおそれのある場合には、鉄筋コンクリート造の控え壁等を設けることを規定したものです。

また、擁壁が長く連続して設置される場合には擁壁端部、伸縮継目を設けるなどして構造上の連続性を断った部分あるいは曲面又は折れ面をなす部分、その他壁面背面の土質が著しく変化する箇所等にも構造上適切な措置が必要とされます。

エ 第 4 号は、擁壁の根入れ深さ及び基礎についての規定です。

(5) 建築基準法施行令を準用

令第 9 条は、同令第 6 条により設けられる擁壁は建築基準法施行令を準用する旨を規定したものです。

宅地造成等規制法施行令

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第 9 条 第 6 条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第 3 6 条の 3 から第 3 9 条まで、第 5 2 条 (第 3 項を除く。)、第 7 2 条から第 7 5 条まで及び第 7 9 条の規定を準用する。

建築基準法施行令

(構造設計の原則)

第 3 6 条の 3 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣り合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性を持たすべきものとする。

第 2 節 構造部材等

(構造部材の耐久)

第 3 7 条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽又は摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(基礎)

第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ13メートル又は延べ面積3千平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1平方メートルにつき100キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

4 前2項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平屋建の木造の建築物に使用する場合を除き、常に水面下にあるようにしなければならない。

（屋根ふき材等）

第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

（組積造の施工）

第52条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たって十分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3 （略）

4 組積材は芋目地ができないように組積しなければならない。

（コンクリートの材料）

第72条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

（1）骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

（2）骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。

（3）骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

（鉄筋の継手及び定着）

第73条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

（1）柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分

（2）煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の2.5倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

- 3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「2.5倍」とあるのは「3.0倍」と、「4.0倍」とあるのは「5.0倍」とする。

(コンクリートの強度)

第74条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- (1) 4週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき12ニュートン(軽量骨材を使用する場合には、9ニュートン)以上であること。
 - (2) 設計基準強度(設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。)との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
 - 3 コンクリートは、打上がり均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

(コンクリートの養生)

第75条 コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(鉄筋のかぶり厚さ)

第79条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては3センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては4センチメートル以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く。)にあつては捨コンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

(6) 擁壁の水抜穴

令第10条は、水抜穴に関する規定です。

義務設置の擁壁の水抜穴は、擁壁の全面積を水抜穴の総数で除いたものが3㎡以内であるように規定されています。この場合、地盤面下の壁面には一般的に設ける必要がないことから、擁壁の総面積は地表面に出ている部分をいいます。

なお、水抜穴は、擁壁の裏面の排水を目的としていることから、擁壁の下部、擁壁の裏面での湧水等のある箇所に重点的に配置されなければなりません。また、地盤面下であっても地下水等の流路に当たっている壁面には地下水等の排水するようにしなければなりません。

宅地造成等規制法施行令

(擁壁の水抜穴)

第10条 第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(7) 任意に設ける擁壁

令第11条は、任意に設ける擁壁に関する規定です。すなわち、義務設置の擁壁以外の高さが2メートルを超えて設置する擁壁については、建築基準法施行令第142条（同令第7章の8の準用に関する部分を除く。）の規定を準用することとしています。

宅地造成等規制法施行令

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第11条 法第8条第1項の本文又は第12条第1項の規定による許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの（第6条の規定によるものを除く。）については、建築基準法施行令第142条（同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

建築基準法施行令

(擁壁)

第142条 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第5号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- (1) 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- (2) 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- (3) 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- (4) 次項において準用する規定（第7章の8（第136条の6を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- (5) その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第36条の3から第39条まで、第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第73条第1項、第74条、第75条、第79条、第80条（第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。）、第80条の2及び第7章の8（第136条の6を除く。）の規定を準用する。

(適用の範囲)

第51条 この節の規定は、れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造（補強コンクリートブロック造を除く。以下この項及び第4項において同じ。）の建築物又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物の

組積造の構造部分に適用する。ただし、高さ13メートル以下であり、かつ、軒の高さが9メートル以下の建築物の部分で、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによって補強され、かつ、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、適用しない。

2～4 (略)

(構造耐力上主要な部分等のささえ)

第62条 組積造である構造耐力上主要な部分又は構造耐力上主要な部分でない組積造の壁で高さが2メートルをこえるものは、木造の構造部分でささえてはならない。

(適用の範囲)

第71条 この節の規定は、鉄筋コンクリート造の建築物又は鉄筋コンクリート造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分に適用する。

2 (略)

(無筋コンクリート造に対する第4節及び第6節の規定の準用)

第80条 無筋コンクリート造の建築物又は無筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物の無筋コンクリート造の構造部分については、この章の第4節(第52条を除く。)の規定並びに第71条(第79条に関する部分を除く。)、第72条及び第74条から第76条までの規定を準用する。

(構造方法に関する補則)

第80条の2 第3節から前節までに定めるもののほか、国土交通大臣が、次の各号に掲げる建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関し、安全に必要な技術的基準を定めた場合においては、それらの建築物又は建築物の構造部分は、その技術的基準に従った構造としなければならない。

- (1) 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊な構造方法によるもの
- (2) 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造以外の建築物又は建築物の構造部分

(仮囲い)

第136条の2の20 木造の建築物で高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの又は木造以外の建築物で2以上の階数を有するものについて、建築、修繕、模様替又は除却のための工事(以下この章において「建築工事等」という。)を行う場合において、工事期間中工事現場の周囲にその地盤面(その地盤面が工事現場の周辺の地盤面より低い場合においては、工事現場の周辺の地盤面)からの高さが1.8メートル以上の板塀その他これに類する仮囲いを設けなければならない。ただし、これらと同等以上の効力を有する他の囲いがある場合又は工事現場の周辺若しくは工事の状況により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

(根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止)

第136条の3 建築工事等において根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事を行う場合においては、あらかじめ、地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管及び下水道管の損壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

- 2 建築工事等における地階の根切り工事その他の深い根切り工事(これに伴う山留め工事を含む。)は、地盤調査による地層及び地下水の状況に応じて作成した施工図に基づいて行わなければならない。
- 3 建築工事等において建築物その他の工作物に近接して根切り工事その他土地の掘削を行う場合においては、当該工作物の基礎又は地盤を補強して構造耐力の低下を防止し、急激な排水を避ける等その傾斜又は倒壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。
- 4 建築工事等において深さ1.5メートル以上の根切り工事を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならない。この場合におい

て、山留めの根入れは、周辺の地盤の安全を保持するために相当な深さとしなければならない。

5 前項の規定により設ける山留めの切ばり、矢板、腹起しその他の主要な部分は、土圧に対して、次に定める方法による構造計算によった場合に安全であることが確かめられる最低の耐力以上の耐力を有する構造としなければならない。

(1) 次に掲げる方法によって土圧を計算すること。

イ 土質及び工法に応じた数値によること。ただし、深さ3メートル以内の根切り工事を行う場合においては、土を水と仮定した場合の圧力の50パーセントを下らない範囲でこれと異なる数値によることができる。

ロ 建築物その他の工作物に近接している部分については、イの数値に当該工作物の荷重による影響に相当する数値を加えた数値によること。

(2) 前号の規定によって計算した土圧によって山留めの主要な部分の断面に生ずる応力度を計算すること。

(3) 前号の規定によって計算した応力度が、次に定める許容応力度を越えないことを確かめること。

イ 木材の場合にあつては、第89条（第3項を除く。）又は第94条の規定による長期に応ずる力に対する許容応力度と短期に生ずる力に対する許容応力度との平均値。ただし、腹起しに用いる木材の許容応力度については、国土交通大臣が定める許容応力度によることができる。

ロ 鋼材又はコンクリートの場合にあつては、それぞれ第90条若しくは第94条又は第91条の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度

6 建築工事等における根切り及び山留めについては、その工事の施行中必要に応じて点検を行い、山留めを補強し、排水を適当に行う等これを安全な状態に維持するための措置を講ずるとともに、矢板等の抜取りに際しては、周辺の地盤の沈下による危害を防止するための措置を講じなければならない。

(基礎工事中機械等の転倒による危害の防止)

第136条の4 建築工事等において次に掲げる基礎工事中機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものに限る。）又は移動式クレーン（つり上げ荷重が0.5トン以上のものに限る。）を使用する場合には、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない。ただし、地盤の状況等により危害防止上支障がない場合においては、この限りではない。

(1) くい打機

(2) くい抜機

(3) アース・ドリル

(4) リバース・サーキュレーション・ドリル

(5) せん孔機（チュービングマシンを有するものに限る。）

(6) アース・オーガー

(7) ペーパー・ドレーン・マシン

(8) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして国土交通大臣が定める基礎工事中機械

(落下物に対する防護)

第136条の5 建築工事等において工事現場の境界線からの水平距離が5メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが3メートル以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合には、ダストシートを用いる等当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。

2 建築工事等を行う場合において、建築のための工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が5メートル以内で、かつ、地盤面から高さが7メートル以上にあるとき、その他はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によって工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、国土交通大臣の定める基準に従って、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

(建て方)

第136条の6 (略)

(工所用材料の集積)

第136条の7 建築工事等における工所用材料の集積は、その倒壊、崩落等による危害の少ない場所に安全にしなければならない。

2 建築工事等において山留めの周辺又は架構の上に工所用材料を集積する場合には、当該山留め又は架構に予定した荷重以上の荷重を与えないようにしなければならない。

(火災の防止)

第136条の8 建築工事等において火気を使用する場合には、その場所に不燃材料の囲いを設ける等防火上必要な措置を講じなければならない。

(8) 崖面について講ずる措置に関する技術的基準

令第12条は、擁壁によって覆われない崖面の保護に関する規定です。

本条にいう切土又は盛土とは、令第1条第1項でいう切土又は盛土であって、令第4条第1項及び令第5条第1項の切土又は盛土とは異なります。したがって、宅地造成であるすべての場合が含まれることから、擁壁によって覆われない切土の崖又は盛土の崖は、高さの如何に関わらず全て本条の規定の適用を受けます。

・ 宅地造成等規制法施行令

(崖面について講ずる措置に関する技術的助言)

第12条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

(9) 特殊な材料又は構法による擁壁

令第14条は、特殊な材料又は構法による擁壁に関する規定です。

義務設置の擁壁の材料又は構法に関する技術基準は、令第6条から第10条まで規定されていますが、技術の進歩により新しく出現する材料又は構法による擁壁については、その都度国土交通大臣が認定することによって、使用し得ることとしています。

・ 宅地造成等規制法施行令

(特殊な材料又は構法による擁壁)

第14条 構造材料又は構造方法が第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。

宅地造成等規制法施行規則

(擁壁認定の基準)

第5条 国土交通大臣は、令第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定によらない擁壁であつて、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令14条の規定に基づき、令第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によって築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものである場合には、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

4 排水施設の設置に関する技術的基準

宅地造成等規制法施行令

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第13条 法9条第1項の政令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- (1) 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- (2) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐久性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- (3) その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- (4) 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ 管渠の始まる箇所

ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

- (5) ます又はマンホールに、ふたが設けられているものであること。
- (6) ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

(1) 令第13条は、排水施設の設置に関する技術的基準の規定です。

本条にいう切土又は盛土とは、令第1条第1項でいう切土又は盛土であつて、令第4条第1項及び令第5条第1項の切土又は盛土とは異なります。したがって、宅地造成であるすべての場合が含まれます。

本条における排水施設の設置は、宅地造成に関する工事等について災害の防止のために行われる措置ですので、災害防止のために必要な排水施設は必ず設けます。

一般に災害の防止に必要な排水施設の位置は、次のようなものです。

ア 切土の崖又は盛土の崖（擁壁で覆われた崖を含む。）の下端

イ アの崖の上端に続く地盤面（余盛及び小段の地表面を除く。）の地表水を崖下に流下させる場

- 合における崖の上端及び崖面の部分又は崖の地盤の部分
- ウ 道路又は道路となるべき土地の側辺
- エ 切土した場合における湧水又は湧水のおそれのある場所
- オ 盛土をすることとなる土地における地表水の集中する流路又は湧水の箇所
- カ その他地表水をすみやかに排除する必要のある部分
- キ 盛土した場合において地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じる恐れのある場所
- ク アからカまでの排水施設が集水した地表水等を支障なく排除するために適当な土地の部分以上の排水施設には必要な箇所に泥溜、集水又は清掃のできるように、ます又はマンホールを設けなければなりません。

最後にこれらの地表水等の流末処理は、当該宅地を造成する場所が下水道法による排水区域である場合には公共下水道は都市下水路に、その他の場合には従来その土地の地表水の放流先であった河川、池沼その他の水路に土砂を含まないものとして排除するようにしなければなりません。

- (2) 令第13条第4項は、管渠の勾配及び断面積に関するもので、排水施設の断面積は次の各事項を考慮し計画流出量を決定します。
- (ア) 降雨強度又は10分間降雨量
 - (イ) 集水面積
 - (ウ) 流出係数

5 雨水抑制施設

雨水抑制施設については、特に宅地造成等規制法では定めはありませんが、本市では1000㎡以上の造成に伴い流出係数が変わる場合は、雨水抑制施設の設置について指導しております。

なお、降雨強度、計画雨水量の算定、排水施設の構造等については、本市で定めている「都市計画法による開発許可制度の手引き」を準用しております。

6 技術的基準の緩和又は強化

令第15条の規定は、技術基準の緩和又は強化に関する規定で、許可基準を緩和し、又は強化する場合は、許可権者の定める規則によることとしています。

宅地造成等規制法施行令

(規制への委任)

第15条 都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)、同法252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)又は同法第252条の26の3第1項の特例市(以下「特例市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。次項及び第22条において同じ。)は、都道府県(指定都市、中核市又は特例市の区域内の土地については、それぞれの指定都市、中核市又は特例市。次項において同じ。)の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第6条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、この章の規定のみによっては宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、この章に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

福島市宅地造成等規制法施行細則

(技術基準の特例)

第5条 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「令」という。)第15条第1項の規定により令第6条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 間知石^{けん}空^{から}積み工
- (2) その他市長が適当と認める工法

(技術的基準の付加)

第6条 令第15条第2項の規定により付加する必要な技術的基準は、次表の上欄に掲げる事項を算定する際に、同表中欄に掲げる事項について、同表下欄に掲げる数値により計算するものとする。

排水施設の断面積を決定する場合の計画流量の算定	
10分間当たりの降雨量	流出係数
15ミリメートル	0.8

7 設計者の資格

法第9条第2項では、設計者の資格について規定しています。具体的には、令第16条第1項に掲げる規模を超える工事に関する設計は、資格を有する者でなければなりません。

宅地造成等規制法

(宅地造成に関する工事の技術的基準等)

第9条 (略)

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

宅地造成等規制法施行令

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第16条 法第9条第2項(法第12条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 高さが5メートルを超える擁壁の設置
- (2) 切土又は盛土をする土地の面積が1500平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

第17条 法第9条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。
- (2) 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。
- (3) 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅

令第61号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。

(5) 国土交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

「宅地造成等規制法施行規則」

(設計者の資格)

第23条 令第17条第5号の規定により、国土交通大臣が同条第1号から第4号までの規定に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

(1) 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令49号)第19条第1号トに規定する講習を終了した者

(2) 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が令第17条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者